

令和4年定例第1回市議会会議録(第4日)

令和4年3月18日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

| | | | | | |
|----|----|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 河野 | 一仁 | 9番 | 上津原 | 博 |
| 2番 | 森 | 弘子 | 10番 | 荒巻 | 隆伸 |
| 3番 | 村上 | 義徳 | 12番 | 壇 | 康夫 |
| 4番 | 奥 | 由美子 | 13番 | 中尾 | 眞智子 |
| 5番 | 吉原 | 政宏 | 14番 | 中島 | 一博 |
| 6番 | 末吉 | 達二郎 | 15番 | 宮本 | 五市 |
| 7番 | 古賀 | 義教 | 16番 | 牛嶋 | 利三 |
| 8番 | 前原 | 武美 | | | |

2. 不応招議員は次のとおりである。

11番 瀬口 健

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

| | | | |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 田中裕樹 | 係長 | 宋由美子 |
| 参与 | 馬場洋輝 | 書記 | 大木新介 |

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

| | | | |
|---------------|------|---------------------|-------|
| 市長 | 松嶋盛人 | 企画振興課長 | 木村勝幸 |
| 副市長 | 宮寄敬介 | 秘書広報課長 | 久保井千代 |
| 教育長 | 待鳥博人 | 健康づくり課長 | 田中聡美 |
| 監査委員 | 平井常雄 | 福祉事務所長 | 末吉建 |
| 総務部長 | 西山俊英 | 学校教育課長 | 北嶋淳一郎 |
| 保健福祉部長 | 松尾博 | 環境衛生課長 | 松尾和久 |
| 市民部長 兼市民課長 | 盛田勝徳 | 農林水産課長 | 宮崎眞一 |
| 環境経済部長 | 坂田良二 | 商工観光課長 | 猿本邦博 |
| 建設都市部長 | 松尾武喜 | 上下水道課長 | 甲斐田裕士 |
| 教育部長 | 藤吉裕治 | 子ども子育て課長 | 中村栄志 |
| 消防長 | 北嶋俊治 | 総務課長補佐兼 人事係長 | 平川貞雄 |
| 総務課長 | 椛嶋晋治 | 財政課長補佐兼 兼財政係長 | 松尾郁代 |
| 財政課長 | 大坪康春 | 子ども子育て課 子ども子育て係長 | 甲斐田美紀 |

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 同意第6号 副市長の選任について
- (2) 議案第1号 みやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- (3) 議案第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- (4) 議案第3号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第4号 みやま市ふるさとみやま応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第5号 みやま市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について
- (7) 議案第6号 みやま市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 議案第7号 みやま市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について
- (9) 議案第8号 みやま市中島宏記念館条例の制定について
- (10) 議案第9号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- (11) 議案第10号 みやま市空家等の適正管理に関する条例の制定について
- (12) 議案第11号 みやま市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について
- (13) 議案第12号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (14) 議案第16号 みやま市道路線の廃止について
- (15) 議案第17号 みやま市道路線の認定について
- (16) 議案第22号 令和4年度みやま市一般会計予算の訂正の件
- (17) 議案第22号 令和4年度みやま市一般会計予算
- (18) 議案第23号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算
- (19) 議案第24号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算
- (20) 議案第25号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計予算
- (21) 議案第26号 令和4年度みやま市用地特別会計予算
- (22) 議案第27号 令和4年度みやま市水道事業会計予算
- (23) 議案第28号 令和4年度みやま市下水道事業会計予算
- (24) 議案第29号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (25) 議案第30号 みやま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (26) 議案第31号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第14号）
- (27) 閉会中の継続調査の申出について

午前 9 時 30 分 開議

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより直ちに本日の会議を開きます。

なお、11番瀬口健君におかれましては、本日、欠席届が提出されておりますので、これを許可しております。皆さん方には御承知おきをお願いしておきたいと思えます。

また、同意第 6 号 副市長の選任についての 1 件、議案第 29 号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてから、議案第 31 号 令和 3 年度みやま市一般会計補正予算（第 14 号）までの議案 3 件が追加で提案をされておりますので、報告をしておきます。

日程に先立ちまして、14番中島一博君より 3 月 3 日の一般質問時における発言取消しの申出がございます。中島一博君の発言を許します。14番中島一博君。

○14番（中島一博君）（登壇）

皆さんおはようございます。発言取消しの申出を申し上げます。

3 月 3 日の一般質問時における私の発言のうち、別紙の下線部を取り消したいので、議会において許可されるよう、みやま市議会会議規則第 65 条の規定により申し出ます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより皆さん方にお諮りをいたします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、中島一博君からの発言取消しの申出を許可することと決定をいたしました。

日程第 1 同意第 6 号

○議長（牛嶋利三君）

日程第 1. 同意第 6 号 副市長の選任についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

皆様、改めましておはようございます。本日どうぞよろしくお願い申し上げます。

同意第6号を提案する前に、本日追加提案いたします議案の概略について御説明申し上げます。

本日提案いたします議案は、同意第6号から議案第31号までの4件でございます。内訳といたしましては、副市長の同意案件1件、条例の改正及び令和3年度予算の補正についての議案が3件でございます。

なお、議案第29号以降につきましては、後ほど改めて提案理由の御説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、同意第6号 副市長の選任についての提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、現副市長の宮寄敬介氏が、令和4年3月31日をもって退職することから、後任の副市長に、三重野直美氏を選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。

三重野氏につきましては、お手元の資料に略歴を記載しておりますように、識見を有し、当該職に最適な方と考えております。

御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。

質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることがないようにお願いをいたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第6号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第6号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行ってまいります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより同意第6号を採決いたします。

お諮りをいたします。同意第6号は同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、同意第6号 副市長の選任については同意することと決定をいたしました。

ここで副市長からの御挨拶を受けてまいりたいというふうに思いますので、暫時休憩をいたします。

午前9時37分 休憩

午前9時41分 再開

○議長（牛嶋利三君）

それでは、休憩を閉じまして、会議を再開してまいります。

日程第2 議案第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．議案第1号 みやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

皆様おはようございます。それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第1号 みやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月14日、西山総務部長、柗嶋総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、令和3年6月に公布された育児・介護休業法の改正を受け、国家公務員に係る妊

娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置として、非常勤職員の育児休業・介護休暇等の取得要件の緩和などが令和4年4月1日から施行されることに伴い、国家公務員との均衡の原則に基づき、同様の措置を講じるため、本条例を改正するものです。

改正の主な内容は、非常勤職員の育児休業・介護休暇の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上との要件を廃止し、継続的な勤務が見込まれる非常勤職員については、採用当初から育児休業・介護休暇等の取得を可能とするものです。

さらに、全職員に対し、育児休業の取得がしやすい勤務環境を整備するため、妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知や育児休業の取得意向の確認のための措置などを義務づけるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第1号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号 みやま市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第3 議案第2号

○議長（牛嶋利三君）

日程第3．議案第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長お願いいたします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月14日、盛田市民部長、河野税務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、本市における国民健康保険の給付費等により、福岡県が算定した令和4年度の国民健康保険事業費納付金・標準保険料率本算定結果通知に基づき、国民健康保険税の必要額を課するための税額の算定に係る税率等を改正するとともに、令和3年度税制改革改正において講じられた未就学児の被保険者均等割の減額措置を適用するため、条例を改正するものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第2号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第2号 みやま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第4 議案第3号

○議長（牛嶋利三君）

日程第4. 議案第3号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第3号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月14日、盛田市民部長、河野税務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、住民票や税務証明等について、令和4年4月から本庁舎に設置される証明書等自動交付機での発行開始に当たり、新型コロナウイルス感染症対策、窓口業務の混雑緩和及びマイナンバーカード取得の促進の観点から、交付手数料の規定を見直すため、条例を改正するものです。

改正の内容は、自動交付機で発行予定の証明書等について、窓口での発行より一律50円安くするもので、住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍附票、課税所得証明は200円を150円に、戸籍謄抄本は450円を400円とするものです。あわせて、既にコンビニ店舗内の自動交付機で発行している証明書等についても、同様に一律50円安く設定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。

議案第3号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号 みやま市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第5 議案第4号

○議長（牛嶋利三君）

日程第5. 議案第4号 みやま市ふるさとみやま応援基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。吉原総務常任委員会委員長お願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第4号 みやま市ふるさとみやま応援基金条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月14日、西山総務部長、大坪財政課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、企業版ふるさと納税制度を実施するに当たり、設置の目的等を変更する必要があるため、条例を改正するものです。

改正の内容は、第1条に、企業版ふるさと納税制度を新たに追加し、寄附者の意向を反映した事業に、みやま市まち・ひと・しごと創生推進事業に関する事業を追加するものです。

その他、基金の積立てや管理、目的外の取崩しについて、企業版ふるさと納税制度を追加するに当たり、所要の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決です。

議案第4号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号 みやま市ふるさとみやま応援基金条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第6 議案第5号

○議長（牛嶋利三君）

日程第6．議案第5号 みやま市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。奥菌文教厚生常任委員会委員長お願いします。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。文教厚生常任委員長報告をいたします。

議案第5号 みやま市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について、文教厚生常

任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月9日に藤吉教育部長、山田社会教育課長及び関係係長に出席を求め、瀬口委員を除く委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本条例は、国の地方青少年問題協議会法を根拠法令として制定されておりますが、平成11年度の同法の改正により、市町村の青少年問題協議会は、必置義務から任意設置に変更になる等、要件が緩和されております。

また、本市においては、青少年健全育成に関する計画として、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策推進計画、地域福祉計画、自殺対策計画などを策定し、いじめ、貧困、虐待など、年々複雑化、深刻化する事案について、各担当部局において関係機関と連携をとり、専門的な観点での対応が行われております。

さらに、市内関係機関で構成されるみやま市青少年育成市民会議では、家庭、学校、地域の教育力を結集し、青少年の健全育成を推進する様々な取組が展開されております。

これらのことを踏まえ、青少年問題協議会は、その役割を一定終了したとの判断により、本条例を廃止するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行ってまいります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第5号 みやま市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第7 議案第6号

○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 議案第6号 みやま市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。奥菌文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

議案第6号 みやま市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月9日に藤吉教育部長、山田社会教育課長及び関係係長に出席を求め、瀬口委員を除く委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、みやま市総合市民センターの設置に当たり、同施設内にみやま市瀬高公民館を設置することに伴い、関係条例の改正を行うものです。

現在、山川公民館は山川市民センター内に、高田公民館はまいピア高田内に設置されています。同様に、総合市民センターの設置に伴い、瀬高公民館を同施設内に設置するものです。あわせて、条例の軽微な変更についても、整理統一し、所要の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第6号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号 みやま市公民館設置条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第8 議案第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第8．議案第7号 みやま市市民センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。奥菌文教厚生常任委員会委員長をお願いします。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

議案第7号 みやま市市民センター条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月9日に藤吉教育部長、堤教育総務課長及び関係係長に出席を求め、瀬口委員を除く委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、現在建設中のみやま市総合市民センターの供用を本年秋に開始することから、関係条例の改正を行うものです。

改正の主な内容は、第2条の名称及び位置に、みやま市総合市民センターを追加し、その位置については、みやま市瀬高町下庄792番地1とするものです。

また、施設に愛称を設ける規定や、総合市民センターの施設設備の使用料を新たに追加するとともに、高田文化ホールの使用料金についても、総合市民センターとの均衡を図るため、多目的ホール及び楽屋の料金体系の改正を行い、備考についても整理統一し、所要の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第7号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第7号 みやま市市民センター条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第9 議案第8号

○議長（牛嶋利三君）

日程第9．議案第8号 みやま市中島宏記念館条例の制定についてを議題といたします。

本件は、文教厚生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。奥菌文教厚生常任委員会委員長お願いします。

○文教厚生常任委員長（奥菌由美子君）（登壇）

議案第8号 みやま市中島宏記念館条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月9日に藤吉教育部長、山田社会教育課長及び関係係長に出席を求め、瀬口委員を除く委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本議案は、本市出身の詩人、中島宏氏の功績を広く伝えるとともに、市民の教養及び文化の向上等に資するために、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めるものです。

中島氏は、小学校の教員をしながら詩の創作活動を続けていましたが、昭和28年に25歳の若さで逝去されました。その後、中島氏の遺品管理者が故人の遺品、遺作を後世に伝えることを望まれ、平成28年にその財産を本市に寄附されており、この間、記念館を設置するための遺品整理や施設改修等が進められ、このたび、記念館開館の準備が整ったことから、条例の制定が行われるものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第8号 みやま市中島宏記念館条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第10 議案第9号

○議長（牛嶋利三君）

日程第10. 議案第9号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件は、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

改めまして、おはようございます。産業建設常任委員長報告を申し上げます。

議案第9号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月10日に、松尾建設都市部長、前原都市計画課長及び関係課長補佐等に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、民法の一部を改正する法律が令和4年4月1日に施行されることに伴い、成年年齢が引き下げられることから、市営住宅入居者の選考を規定する第9条において、「20歳未満の子を扶養している寡婦」を「18歳未満の子を扶養しているひとり親」へ改正することや、各市営団地の自治会にて行われている共益費の徴収について、特に必要と認める場合は市が徴収できるよう条例を改正するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第9号 みやま市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第11 議案第10号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 議案第10号 みやま市空家等の適正管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

まず、3月1日の古賀議員の質疑に対する答弁として、執行部より発言の申出がございましたので、これを許可いたします。松尾建設都市部長。

○建設都市部長（松尾武喜君）

皆様、改めましておはようございます。それでは、3月1日の本会議におきまして、議案第10号で古賀議員さんからの御質問がありました相続人全員が相続放棄された場合、空き家などはどうなるのかという質問に対してお答えいたします。

民法第239条の第2項におきまして、「所有者のない不動産は、国庫に帰属する。」とあり、不動産を相続する権利のある相続人、被相続人の子、親、兄弟、姉妹全員が、被相続人が所有していた実家などの不動産を放棄すると、その不動産は国に継承されるということになっております。

しかし、民法第940条では「相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産の管理を始めることができるまで、自己の財産におけるのと同一の注意をもって、その財産の管理を継続しなければならない。」とあり、相続放棄が認められてもすぐに国には帰属されませんので、それまでは相続人が管理を継続しなきゃならないことになっております。

以上、御回答いたします。よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、引き続き委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第10号 みやま市空家等の適正管理に関する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月10日に、松尾建設都市部長、前原都市計画課長及び関係課長補佐等に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、空き家等の適正な管理に関し、国の空家等対策の推進に関する特別措置法で定め

のある特定空き家等より早期の段階の空き家を管理不全空き家等と定義し、対応を行うことで、市民の生命、身体、財産の保護及び生活環境の保全を図り、安全で安心なまちづくりの推進に寄与するため、条例を制定するものです。所有者の適正管理や住民の情報提供の責務を規定するほか、立入り調査や指導、助言、勧告などの処置、勧告に従わない場合の公表について定めてあるほか、緊急安全措置の実施や、代執行時におけるみやま市空家等対策協議会との事前協議等を規定しています。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第10号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第10号 みやま市空家等の適正管理に関する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第12 議案第11号

○議長（牛嶋利三君）

日程第12. 議案第11号 みやま市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を

求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第11号 みやま市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月10日に、松尾建設都市部長、甲斐田上下水道課長及び関係課長補佐等に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

下水道法施行令の改正により都市下水路の管理基準に、樋門樋管の点検が追加されたことから所要の改正を行うものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第11号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第11号は委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第11号 みやま市都市下水路条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第13 議案第12号

○議長（牛嶋利三君）

日程第13. 議案第12号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定につい

てを議題といたします。

本件は、総務常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。
吉原総務常任委員会委員長をお願いします。

○総務常任委員長（吉原政宏君）（登壇）

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

議案第12号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月14日、北嶋消防長、宮本消防本部総務課長及び関係係長の出席を求め、委員会室において委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、全国的な団員数の減少や災害の多発化、激甚化などにより、負担が増加している消防団員について、消防庁から発出された非常勤消防団員の報酬等の基準の通知に基づき、報酬の見直しなど、処遇の改善を行い、団員の士気向上や確保に資するため、条例を改正するものです。

改正の主な内容は、出動、訓練等の活動実態に応じた適切な報酬を支給するに当たり、出動報酬を新設するとともに、その基準を新たに追加し、費用弁償についても、引用条例の変更等、所要の改正を行うものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、これより討論を行ってまいります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第12号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号 みやま市消防団に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第14 議案第16号

○議長（牛嶋利三君）

日程第14. 議案第16号 みやま市道路線の廃止についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

産業建設常任委員長報告を申し上げます。

議案第16号 みやま市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月10日に、松尾建設都市部長、城戸建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、道路法第10条第1項の規定により、市道路線の廃止をするものでございます。

路線番号1329担ノ上・小柳線は、県道八女瀬高線の一部として福岡県に移管されたことに伴い廃止するものでございます。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第16号 みやま市道路線の廃止については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第15 議案第17号

○議長（牛嶋利三君）

日程第15. 議案第17号 みやま市道路線の認定についてを議題といたします。

本件につきましては、産業建設常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。中島産業建設常任委員会委員長お願いします。

○産業建設常任委員長（中島一博君）（登壇）

議案第17号 みやま市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

当委員会は、3月10日に、松尾建設都市部長、城戸建設課長及び関係係長に出席を求め、委員全員の出席の下、委員会を開催いたしました。

本件は、道路法第8条第1項の規定により、市道路線の認定をするものでございます。

宅地分譲により築造された道路の寄附を受けた2路線と、都市計画法の規定に基づく開発行為により築造され、本市に帰属した道路1路線の計3路線について、新たに市道路線として認定するものです。

委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員会における審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決であります。

議案第17号は、委員長報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第17号 みやま市道路線の認定については、委員長報告のとおり原案可決をされました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。休憩後の会議は10時45分の再開としましょうかね。

午前10時27分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（牛嶋利三君）

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

日程第16 議案第22号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第22号 令和4年度みやま市一般会計予算の訂正の件を議題といたします。

ここで市長から訂正理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第22号 令和4年度みやま市一般会計予算につきまして、みやま市議会会議規則第19条第1項の規定により、予算額を訂正いたしましたので、その理由を御説明申し上げます。

本件は、2款1項6目. 企画事務費の本郷小学校跡地活用設計業務等委託料につきまして、市議会における議員の皆様御審議を踏まえ、事業について慎重に検討を重ねるため、予算額を35,000千円減額し、予算の総額をそれぞれ20,883,000千円に訂正するものでございます。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより訂正理由の説明に対する質疑を行ってまいります。

質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べることはないようお願いをいたします。

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

今減額の修正を聞きましたが、16日と全く一緒で、16日に3人議員が質問したと思いますけど、議会が済んだ後にマスコミの方が市長の答弁がどう言っているか分からないということと再度何か聞き取り調査をしてあるとお聞きしておりますが、私たち3人の質問で総論やなくて各論を聞いたかったけど、全く質問と答弁が合っていませんでしたので、この17日の西日本新聞の最後のほう、松嶋盛人市長は採算性などをしっかり検討して再度提案したいと説明したと新聞記事に載っております。私たちはこういう答弁は3人とも市長から受けていませんし、議会事務局に昨日確認したら、全く市長は私たちの答弁には言っていません。議会軽視やないですか。私たちに答弁はしないで、何でこういう答弁をされたのか、伺います。

それと、再度提案するということですが、いつ頃提案されるのか。

それと、私、3月1日にも言ったとおり、市長は学校教育と社会教育は並行していくということを言っておられますが、私は学校教育は優先すべきじゃないかと思います。なぜかというと、高田小学校の体育館は開校にも間に合いませんし、2年後と聞いております。それと、高田小学校の統合後、瀬高地区の統合が優先すると思いますけど、まだ市長は学校教育と社会教育は並行するつもりでおられるんですか。

それと、採算が取れなければ、提案されないのかどうか、その辺をまずお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

中島議員さんの御質問にお答えします。

採算の面については、古賀議員様のほうからの御質問の中にありましたので、そのようにお答えしましたが、採算の分も含めてちょっとまだ検討はしていかないといけないと思っております。この事業はもうかる施設ということよりもにぎわいをつくり出すということも大事なことでございまして、そのことでの交流人口を増やして活性化を図りたいというのが一番の趣旨でございますので、採算面については、当然その中で費用面が出てくると思いますが、その辺も十分検討して進めてまいりたいと考えております。

いつ再提案されるのかということをございますけれども、これも議員の先生方からの御指摘等がございましたように、しっかりした説明、御納得をいただけるということが非常に重要です。ぜひとも議員の先生方の御理解をいただきながら、本市の発展のために起用できるような施設にしていきたいと思っておりますので、十分調査をしながら、先生方の御意見を賜りながら進めてまいりたいと思っておりますので、ちょっとまだ今の段階でいつということについては、今後、調査状況を見ながら進めてまいりたいと思っております。

高田小学校の件につきましてでございますけれども、当然、中学校の場合、次の統合等もあるわけでございますけれども、老朽校舎の修繕や建て替え、また、学校跡地の利用もどれも重要な課題でございます。人口減少の対応をはじめ、いろんな企業誘致とか住宅政策なども進めていかないといけませんし、総合計画、そしてまた、総合戦略に掲げている取組は、どれも同じように本市のまちづくりに欠かせない大きな課題だと考えております。

ですので、それぞれの事業については、時々々の社会情勢やまちづくりの機運の醸成、財政状況などを総合的に判断いたしまして、適切な時期に取り組んでいくべきものと考えております。本郷小学校の跡地活用を他の何よりも優先しているということではございません。

そういうことで、まずは高田小学校も今建設をこれから取りかかるところでございますし、来年の4月1日から学校が開校できるようになっております。体育館の建設等についてはこれからまた準備を進めてまいる所存でございますので、どうぞ御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

私は3月1日にも言ったと思いますが、なぜ本郷小学校の跡地は急ぐのか、そこをまだ答弁していないと思いますよ。最初の桜舞館小学校のときの東部小学校、それと竹海小学校、そちらは平成27年に検討委員会を出してある。それから5年間はそのまんまでしょうが。それで基本計画を令和2年の12月か改定して、そこから動いているということは、そこから本郷小学校の跡地問題ができていたと私は思っておりますが、その辺も教えてください。

それと、私が15日の10時半に修正動議を事務局に提出しておりますが、私は16日にそれがあるものと思っておりましたが、3時頃、議会事務局から市長が修正して取り下げたということなんですが、修正動議が提出されたのが分かって取り下げられたのか、その辺もお伺い

いたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

中島議員さんの御質問にお答えします。

特に本郷小学校の跡地について急いでいるということではございません。地元の要望とか、それから、商工会からの要望等も出ましたし、また、学校跡地検討委員会がそれぞれのところで今会議を進めているところでございます。学校跡地が増えております状況の中で、やはり優先順位というのがなかなかこの地域の要望とかいろいろございまして、できるところ、すぐできるところ、できないところ等もございまして、条件が調いつつあるところから進めていこうというふうに考えております。一遍には大きな予算もかかってきますので、それぞれの学校跡地の活用についてすぐには進められないということでございます。

それと、修正動議とおっしゃいますけど、それはございません。先生方がいろんなこの予算審査特別委員会であるとか——失礼いたしました。ちょっと発言の訂正をさせていただきます。要望は商工会ではなくて、観光協会の間違いでございました。私の記憶違いで申し訳ございません。訂正をさせていただきます。

それと、修正したことと修正動議のこととは関係がございまして、その前の段階で予算審査特別委員会、また、総務委員会等でのいろんな御意見等も賜りまして、やはり先生方の御理解を得られなければ、この施設等も含めて、学校跡地等もほかの学校も含めてなかなか進まないものと思っておりますので、そこは御理解いただきまして、先生方の御意見を十分拝聴し、そして、お互い納得のいくような形で進めて、本市の活性化に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

市長、本郷小学校は875,000千円かかると言われたけど、金額は大きいですよ。市長、簡単に言っているけど。

それと、私が修正動議を出すのを市長は知ってあって出された、市長は決断力はほとんどないですよ、今まで見て。去年の高田小学校の給食関係も自校式かセンター方式、市長は全

然決断しきらなかったやないですか。誰かに言われて今度の修正案の取下げを行ったと私は思いますけど、これは市長て、私はいろいろ気使うて所管の総務委員会のほうによかったら出してもらえんじやろうかと相談して、14日の夜と15日の朝まで相談して、できなかつたから、私が修正動議を出しているんですよ。そういう思いもあつたからですね。私は市長は自分で決断していないと思いますよ。これは敵前逃亡と言うんですよ、市長、分かりますか。自信持って3月1日に提案してあるじゃないですか。それを簡単に取り下げて、そして、また再度提案するとか。私、16日も言ったと思う。合併して16年目になりますけど、当初予算を取り下げるなんてみやま市で初めて。私も何人かに電話をもらいましたが、何でかという電話が多かつたんですよ。その中身を、市長、議員がどうのこうのじゃなくて、各論でどこがどうかというのをちゃんと説明してください。これで一応説明して私は終わりますけど、答弁をお願いして、何で各論を。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私は信念を持ってこの事業を進めていきたいと考えております。ですが、やはり議員の先生方の御理解が得られなければ、この事業を進めることはできないわけでございます。ですので、私の判断で一旦修正をさせていただいて、再度、先生方の御意見も伺いながら進めていこうと考えているわけでございますので、ぜひとも御理解よろしくお願い申し上げます。

（「各論をちょっと言ってもらわにゃ、答弁になっていませんよ」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

各論とおっしゃいまして、私もなかなかその認識がどうなのかというのがあれですけども、私の考えを述べさせていただきます。

この事業につきましては、本郷小学校跡地を筑後広域公園と連携した活用をすることで、公園のにぎわいをみやま市側にも取り込み、交流人口や関係人口を少しでも増やして、地元をはじめ、市全体の活性化につなげていこうということが目的でございます。

また、筑後広域公園だけではなくて、このエリアには九州新幹線筑後船小屋駅や九州芸文館、タマホームスタジアムなど、人の集まる施設が整備され、高いポテンシャルを持っております。そこの人の流れを何とかみやま市内へ引き込み、観光振興や消費拡大などを促進し、地方創生を進めていきたいという強い思いがございます。

しかしながら、事前の全員協議会等をはじめ、予算審査特別委員会などの中でも、皆様から事業の採算性や経済波及効果などについての様々な御意見をいただいたわけでございます。議会からの理解が得られないまま無理にこの事業を進めてもよいものにはならない、いただいた御意見に対して十分な説明ができない状況では皆様の理解は得られないと考えましたことから、一旦はこの予算は減額訂正し、慎重に調査検討を重ねることとしたわけでございます。私としましては、今後は皆様への丁寧な説明を行いながら、議会と一緒にこの事業を進めたいので、ぜひとも御理解を賜りたいと思います。よろしく願い申し上げます。（「市長、1つだけ答弁していないのがある。採算性が取れないなら、提案はやめるのかて聞いた。そこを答弁していないですよ」と呼ぶ者あり）

先ほども申し上げたと思いますけれども、市の事業は採算性だけで取り組んでいるわけではございません。やはり本市、先ほども申し上げましたように、この事業はもうかる施設というよりも、にぎわいをつくり出すことによって、交流人口を増やす、そして、活性化を進めていく、それがまたひいてはにぎわいをつくり出す、活性化することで経済効果が生まれてくるものと考えているわけでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

今回、本郷小学校跡地活用設計業務等委託料について取下げがあり、16日は今後の行政執行には確かなる責任と判断、地に着いた行政を求める意見を述べて終わりました。しかしながら、ほかの議員質問やマスコミ報道の中で早急な宿泊施設へのこだわりが見えましたので、再度質問させていただきます。

行政が経営のリスクを背負う事業に手を出してはいけない、行政マンとしてそれが行政の基本と私は思っています。例として、温泉の第三セクターは全滅です。国の年金、郵政省の宿泊所も赤字続き。営業や商売の家主になっていいのかということです。今回はアパート経営みたいなものなんです。一番悪いパターンです。ただで借りるわけですから、借りたほうは営業がきつかならいつでもやめることができます。その最たるものが清水山荘の食べる場所です。何千万円かの厨房施設をこっちで造ってやって、今はもうやめられたじゃないですか。きついと分かったらやめることができますよ、こういうパターンでは。

現にまた船小屋の長田のホテル誘致の失敗、清水山荘も10,000千円の赤字経営に加え、その課題解決、整理もできない状態じゃないですか。この上、経済効果が不透明で負の遺産になりかねない本郷小学校の合宿施設を実現されようとした理由を教えてください。

ですから、2点ですね。行政が手を出していい分野なのか、それと、今の合宿施設を実現される理由、2点ですね。この2つの失策は市長だけの責任と言っているわけじゃないんですよ。それは議会も承認したわけですから、道義的責任はあると思っていますよ。その上でお聞きします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

古賀議員さんの御質問にお答えいたします。

本事業は、再三申し上げると思いますが、本郷小学校跡地を筑後広域公園と連携した活用をすることで公園のにぎわいをみやま市側にも取り込んでいく、みやま市側にもフィットネスエリア、そして、サッカー場、また、九州にも幾つもないスケートボード場等があります。今現在も県外からとか市内も含めていろんなところからおいでいただいています。コロナが少し収まったときも、私も何度もあの横を通って拝見している中で、スケートボード場はいつもたくさんの方が来ておられました、特に土日。また、平日も含めて土日、サッカー場のほう、人工芝のほうにもたくさん来ておられます。また、これからフィットネスエリアを今県のほうで整備いただいています。矢部川の筑后市側だけではなくて、みやま市側にもそういう県の施設が造られて整備されておりますので、そこと連携しながら交流人口、関係人口を少しでも増やして、地元をはじめ、市全体の活性化につなげていくことを目的として考えているわけでございますし、また、この交流人口が増えることによって、観光振興、消費拡大などを促進し、地方創生を進めたいというのが一番でございます。

ですから、採算性は当然あると思いますが、行政としては、市のにぎわいをつくり出す、それによって経済の活性化も付随してついてくるものだと考えておりますので、進めていきたいと考えているわけでございます。決して早急に進めようという考えではございません。

以上です。（「行政の本分、行政がこういう営業に手を出して」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「2問目じゃないですよ。さっきの質問でまだ答えていない分があるからです

ね」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「行政が手を出していいのかという質問がまだ返ってきていないから、2問目じゃないです」と呼ぶ者あり）

行政が利益追求のためにやっているということではございません。あくまでも市の活性化のためにということでございます。あくまでも商売を行政がやっているわけじゃございませんので、そこは御理解いただきたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

答えになっていると思いませんけれども、しきりに経済効果とか地域活性化と言ってあります。それで、そのリサーチを執行部がしていなかったの、私なりに2週間しかなかったんですけどリサーチをいたしました。それで、交流人口の拡大目的は、私の行政マンのときの一つの大きな課題でしたので、よく分かっています。経済効果は地域経済の活性化です。市長言われるとおりです。地域社会のにぎわいを通して地域の皆さんが元気になること、これが交流人口の拡大の目的、合っていますよ。ところが、この合宿施設がみやま市や本郷地区のどのような方にどれだけの経済効果を生むか、ここが一番重要な点になってきていますよ、今、市長の発言の中にも。その綿密なリサーチがしていなかった、私が問いをかけても返ってこなかったから、こういうふうな結果になっていると思うんですよ。経済効果がなければ、多額の予算をかける理由がほとんどなくなってきましたよ。その一番大切なリサーチができていなかったから私は言っているんです。

スポーツ交流人口の拡大が、必ずしも経済効果、地域経済の活性化につながるかということに私は疑問を持つとるからですよ。多くのイベントをしてきて、それは観光イベントですから、皆さん来られます。ところが、スポーツのイベントで買物をどれだけされて帰られましたか。店を出してきましたよ。スポーツイベントの中ではほとんど売れませんよ。

そこで、私は今度はホテルを調査したわけですよ。羽犬塚駅前のビジネスホテル、赤坂のA Z、施設の最近の収容率は47%、1日40人泊まっていらっしゃいます。コロナ禍でさえも36%、31人です。それに対し、筑後広域公園近くの観光ホテル2施設は26%で17名、コロナ禍では16%、11名です、1日の泊まり客が。羽犬塚駅前、赤坂に比べ、低い収容率なんですよ。それは食事などほかの営業でカバーしてあります。スポーツ施設ができてからも、長田にホテルを誘致する、あのときからスポーツ施設ができてこの数字は変わっていないです

よ、船小屋の観光ホテルは。スポーツ関係者は練習や試合が目的なんです。買物や食事には関心が少ないことが、さっき申しましたとおり、在籍中の経験で分かっています。

筑後市は、広域公園の国道沿いで川の駅、特産販売所、浴場を運営していますよ。指定管理料は5年契約で106,150千円、年間21,230千円の補助を出さないと運営できないような厳しい状態です。本郷小学校は奥まった場所にあつて、100人の収容の合宿施設です。もっと不利ですよ。宿泊の中でも合宿だけですから、本当に不利です。100人の収容で365日、3万6,500人が年収容人数です。例えば、その2割見るとします。20%の収容率で年間7,300人の宿泊客数を365で割れば、20人です。雨の日も入れて1日20人ですよ。だから、合宿というのは夏だけ、冬だけ、長期休暇のあるときですね。365日の需要が本当にあるかを心配しているんですよ。大丈夫かと。清水山荘と一緒になかですか。

やはりさっき中島議員も申しましたが、10億円近い事業です。本当に十分なりサーチが必要ですよ。本郷小学校を合宿施設として活用する計画は議会の2週間前に知らされ、協議する時間がほとんどなかったんです。1日20人を確保するためにはスポーツ合宿だけではなくて、例えば、夏期集中講座とか入試直前集中講座とか、合宿塾も視野に入れるなど、もっと幅広い活用ができるように宿泊施設を考えないといけない。お互い今から時間をかけてその採算性の議論をしていっていいじゃないかと思っているんですよ。

筑後広域公園付近での経済効果があり、宿泊施設が数年で採算ベースに乗る事業なら、既にA Zが、民間企業が参入しています。店を出して採算が取れるなら、ほかの商店の進出があるですよ。宿泊とまでは言わなくても店ぐらいいは出します。一軒の店もないじゃないですか。執行部の皆さんが自費で店を出しますか。出してくださいよ。しかし、あの場所はJRの駅が近いし、スポーツ文化施設、公園もあり、居住環境には最適の場所と思います。住宅が増えれば店も出るとは思いますが、あの辺一帯は私に言わせれば、居住に最適な場所です。私のリサーチ結果と主観ですけれども、そこら辺、今聞かれてどう思われたのか、感想を聞かせてください。

それから、宿泊客が1日20人にならないときは、指定管理者に任せず、我々関係者も交代で泊まるような気持ちは持つとかんといかんですよ。これは嫌がらせを言っているんじゃないですよ。それくらいの覚悟は、宿泊施設をやる場合、要ということですよ。2つの失敗を無駄にしちゃいかんですよ。

だから、今私が申し上げたことの私のリサーチと主観ですけれども、どういうふうに思わ

れたのか。間違っていたら、それを指摘していただければ、私も考えを改めます。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

古賀議員さんの貴重な御意見ありがとうございました。過去の分での清水山荘、ホテルの分については、非常に採算性については厳しいということ、ホテル事業については頓挫したというか、先方様が進出しないということでしたので、本市としてもホテルは欲しかったんですけれども、断念せざるを得なかったという状況でございます。

どのように進めていくのかについては、古賀議員さんの今おっしゃった部分等も十分拝聴しながら、将来的に持続可能かどうかという部分も含めて調査をしてみたいと思います。本当に説明不足で申し訳なかったなと思うんですけれども、そのためにはサウンディング調査というのをこの間御提案申し上げたと思います。このサウンディング調査というのは、事業の検討の段階で、民間事業者のアイデアや市場性の有無を公募によって対話で把握し、そして、次の段階で参入しやすい条件等の設定を把握することで、地域課題、配慮事項を事前に伝えることで、優れた提案を促すという方法でございます。要はサウンディングは打診する、あることに対する相手の意向や意見を確かめるために、前もって相手に働きかけ、様子をうかがって、この事業がきちんと成り立つかどうかという部分についての調査でございますので、そういうことも含めてしっかり調査検討をして進めてまいりたいということでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

私のリサーチ結果についての感想を聞きましたけれども、返ってきませんでしたけれども、いいですよ。

3問目です。瀬高中と東山中の統合の建て替え、各小学校の校舎の補修、大江、南のことは特に聞いています。本当回ってみてください。地域の皆さんの言われる意味が分かりますよ。

それから、東部、竹海、上庄の各小学校跡地活用事業も今からです。みやまの大きな課題である人口減少、企業誘致、4,000件出してまだ一件も来ていませんね、住宅施策、水道事

業も急がれるんですよ。みやまの将来のまちづくりが目の前に来ているんですよ。そういうときに市外と思われる企業に無料で貸し付ける宿泊施設も大切とは思いますが、しかし、今あるみやまの多くの課題を一つ一つ片づけることに全力を尽くされることを望みます。無駄なお金も流れていますよ。整理が必要です。そのお金を使ってまちづくりをしましょうよ。私が16日に言った、地に着いた行政とはそういうことなんですよ。

私は、本郷小学校の跡地活用に反対しているわけではありません。避難所、ボルダリング、市内パークは先に造っていいじゃないですか。ただ、宿泊施設だけは十分な検討をしていかないと、本郷がみやまの宿泊施設として3つの負の遺産になる可能性があるから、議員としてチェックを入れているんですよ。私の声は消防団の駆け足呼称で鍛えておりますので、威圧感があるかと思いますが、すみません、そこら辺。そいけん、執行部から見れば、私の言っていることは何を言っているんだと思っていらっしゃる。私から見れば、執行部は本気になって考えているのかという大きな差があるから、この溝を時間をかけて埋めましょうと。宿泊でも、合宿が一番リスクの高い宿泊です。何度も言いますが、長期休暇のときはいいです。365日普通の日はどうするんですかということです。今から校区の公民館を建てていでしょう。それさえも我々は心配しているじゃないですか。利用率はあるんだろうかと、維持管理はどうするんだと。そういうときにこういう合宿施設まで手を出すべきかどうか。私がさっきサーチしてきたことは、ほかのリサーチ会社に聞かなくても分かるじゃないですか。そこを私は言っているんですよ、本当は。

だから、さっきも言いましたが、自分の施設じゃないから、相手はすぐ逃げるですよ。何度も言います。清水山荘がそうだったじゃないですか。過去の教訓は生かすべきですよ。ただで借りたらすぐ。そこがいかんとですよ、この何とかはですね。（発言する者あり）

そいけん、過疎債は3割を20年、25年かけて返せばいいですよ。それは始まりなんです。建てたら始まり。そこからが戦いが始まるんですから。過疎債があるからいいじゃないとか、そういう問題じゃないとですよ。この施設をどうするんだということは今から始まるんですよ。相手が出ていったら、あとはみやま市の責任ですよ。2つの過去の事例と一緒にありますよ。そこら辺を十分考えていただきたい。

さっきの質問に返ると、今のみやまの課題について一つ一つ片づけることに全力を尽くされる気持ちはどうなのか、そこら辺を聞かせてください。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

古賀議員さんがおっしゃることは、私も重々拝聴し貴重な御意見と考えております。

採算面等も含めて、古賀議員さんの調査されたことも踏まえまして、これからサウンディング調査をきちんと行い、進めてまいりたいと思います。

何よりも本郷小学校の跡地は、洪水も平成20年にありましたし、防災の面での避難所等も当然進めていかないといけないと思っておりますし、その跡には、あっちには体育館等もまだきちんとしたものがありますので、アーバンスポーツ等もできるようなものにしていきたいと思っております。

合宿所につきましても運営が可能かどうかの点も含めて、今おっしゃった部分も十分に検討しながらサウンディング調査を進めて、いい在り方を研究、検討してまいりたいと思っております。

また、それぞれの小学校、中学校におきましては、老朽化等の問題もありますし、統合が中学校の部分等もありますけれども、まずは今ある統合をきちんと一つずつ仕上げていくということ、また、老朽化したところでの危険箇所については、やはりきちんと対応をしていかないといけないと思っておりますので、それは並行して進めてまいりたいと思っておりますので、そこは御理解をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（「終わります」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

ほかに。6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

この質疑の機会を2回与えるという御配慮なのか、本当の制度からいくと、矛盾を感じるんですが、それは置いておいて、今、中島議員、古賀議員が言われた分で、賛成できるところ、ちょっとというようなところは個人的にはあります。市長が言われた公共施設について、それは採算面と違う施策をしていかにやいかんということも私も理解できます。

ただ、今回の分で、もう的を絞ります、個人の意見は言いませんので。これを取り下げるに当たっていろいろおっしゃって、私のほうはお金を取り下げるなら施政方針も変えるべきじゃないかというようなことも言いました。なぜかという、この予算と施策を進めるに当たって、市長いわく、本郷の方たちとか地域の方たちは非常に期待をされて、真実は別とし

て、そういうふうなことを答弁されてまいりました。

それで、聞きます。市長の任期は多分、あくまでも任期ですよ、6か月とちょっとと思います。私の予算特別委員会のほうでの質疑に対しても、再三市長はこの事業はいいものだからやっていくという決意を表明されております。それにはとやかく言うつもりはありません。

本予算、骨格予算という議論もありましたけど、ただ、タイムスケジュールとして、調査、サウンディングもいろいろやっていくとか、いろいろな事務的なことをしていかにやいけないと思います。であれば、各議員の気持ち、採決もしていなくて駄目だろうということで撤退してあるけどですね、そういうところをまたしていくというと、相当の時間かかるわけですよ、これを上げるとすれば。であるので、市長はしっかり検討してやっていきますという、その気持ちは分かりますけど、タイムスケジュールを考えて、私は十分な理解、そういうことをするに当たって、どのようなタイムスケジュールで、6月議会に出されるんですか、このタイムスケジュール、6月議会に上げるのですか、調査は十分その間にできるんですか、ほかの考えがあるんですか、それについて教えてください。質疑です。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

末吉議員さんの質問にお答えいたします。

タイムスケジュールについては、まだ今の段階できちっと申し上げることはできません。先ほども申し上げたと思います。しっかりサウンディング調査等を行いながら、また、議員の先生方と色々な意見の交換を行いながら、それぞれ調査した項目について御報告、また、御意見を伺いながら進めてまいりたいと思いますので、いつ再提案するかについては、今の段階では申し上げられないということでございます。

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

丁寧に質疑させていただきたいと思います。

そういうスケジュール感がなくて、するべき課題はサウンディングとか、そういうものをして、いろいろな意見を聞きながらと言って、市長の任期はもう限られているんですよ。前

提のことは確かにそうです。今度引っ込められるぐらいやけん、相当ないろんなことを考えてされたんだろうけど。だから、反省の中でいろんなことをしてやりますということ、これも意見として出します。ただ、限られた任期の中で、次もという話もあるけど、それは別論で、ここでは言いませんからね。言っていることとタイムスケジュールには矛盾があるじゃないですか。私はそう思います。今、質疑で聞いて、それに対する回答を言われたけど。こっちのほうは十分やっていきますと言ったって、スケジュールは立ちませんと。だけど、任期は10月何日やったかな、そこまでですよ。何か説得力がないなど。ましていわんや、市長が一番言われる期待されておる地区住民の方に対しての答えにもならないんじゃないかと私は思いますけど、いま一度尋ねます。タイムスケジュールは。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

施政方針で述べておりましたように、筑後広域公園を核としたスポーツ文化によるにぎわいの場となっているこの地域に、小学校の跡地活用などにより、さらなる付加価値を見出し、総合的な活用を推進するとしております。この件については、総合計画、また、戦略の中できちんとうたっておりますから、これはきちんと進めてまいりたいと思います。

手順の分については、やはりいろんな先生方からの今までの御意見等を踏まえながら、御理解をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、そこは御理解いただきたいと思います。

いつ再提案するのかという分については、今の段階では申し上げることはできません。

以上です。（発言する者あり）

○議長（牛嶋利三君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

市長、私の素朴な疑問に対して誠実な答えになっていないと思いますよ。なぜかという、市長の施政方針も取り下げない、そして、予算は削ったけど、またやっていきますと。それはそれでいいんですよ、私は。市長の思いだからですね。だけど、タイムスケジュールを考えてしなくちゃ、計画、プランというのは進んでいかないと。その中でプランを実施するに当たって、各議員とかいろんなこと、サウンディング調査とかしてやっていきますと。時間

がないじゃないですかと。地区住民に対して失望感をまた与えることはあっちゃいけないんじゃないですかという気持ちで言いよるんですよ。思いはそういう思いで結構です、私、それを否定する気もありません。だけど、そこを是としながら、なら、どうしますかということは今尋ねるけど、スケジュールについては言えませんと。一応1期目の任期は10月で終わりますということ。これは質疑で言うておられませんけどですね、私が言う。

そういう中で、どういう計画でやっていくかということは答えられませんか。思いは分かっていますよ。大事だということ、施政方針で。私は取り下げるべきじゃないかと言ったけど、取り下げないと言った、それは市長の考え方やけん、それについてどうこう言うつもりはないんですけど、だけど、具現性がなければ、よく総合計画の絵に描いた餅ということ言うけど、そういうふうになっちゃいかんから、私はスケジュール感を聞きたいし、かつ地区住民の方に期待を裏切らないようにしなきゃ。そういうところで聞くけど、結局答えられんから、スケジュールについては答えられませんと。これ以上聞いたって答えられんでしょうからね。どう考えて客観的に見たって、6月議会が無理としても9月議会ですよ、9月議会が終われば選挙ですよ。そういうときに、いわゆる本予算か、骨格予算かということと共通するように、施策的な部分については、これは予算を取り消したからですよ、そこは普通政治に関わる者としてはかなり重たさを考えて話をしますよ。私は個人的にそう思います。それをあなたに質疑としてぶつける気はありません。

しないとは言われなくても、答えられないから、これ以上言いません。計画性がないなどというのは私の個人的な感想です。

それで、最後に聞きます。いろいろ調査とか言うけど、これは市長に答えてもらうんですよ、市長が言った、サウンディング調査するに当たってもいろんな予算が、金が要ると思います。そこら辺はどう考えて調査。サウンディングだけじゃないと思いますよ、いろんな調査するのは。その予算の根拠は何かあるんですか。最後、それだけ聞きます。（発言する者あり）

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

お答えいたします。

ちょっと確認をしたところです。サウンディング調査については、お金は要らないという

ことで、必要ないということでございます。やはり興味のある企業等が調査をするという部分もあるでしょうし。

あと、今後また調査用に予算等が必要であれば、またそのときには提案をさせていただきたいと思いますが、当面はサウンディング調査等で進めてまいりたいと思っております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（牛嶋利三君）

今、中島議員、それから古賀議員、末吉議員まで3人質疑ということだったけど、市長さん、私、ここから聞かせていただいておりますと、恐らく全部の議員さんがこのことに対する当初予算でもありますから、まずもって、近隣市も一樣に4月1日からのいわゆる新年度の予算を一生懸命今審議いただいております議会の真ただ中だと思います。当市も、この間16日ですか、議員全員による特別委員会というようなことで、それぞれの常任委員会、それに分科会等々、熱心に御協議いただいた経緯があります。今日そういった雰囲気も市長が自らおっしゃるとるから。だから、今回の1日の開会にお示しいただいた200億円からの金が、今度、本郷小学校の今まさに議題となっております35,000千円ですか、この関係が出ておるわけですが、この中で中島議員も古賀議員も、それから、末吉議員も全く変わらんような質問をしっかりと住民代表としてやられておるわけですね。その雰囲気を、今日も先生方が、先生方がと、私を含めた16名の議会議員の思いをしっかりと受け止めて執行に当たらんといかんというようなことだと私は感じております。

そのような答弁をされるわけですが、残念なことにそれぞれの質問者の質問の意に合う答弁が返ってきとらんじゃないかというようなことをしきりにおっしゃっておるわけですよ。ですから、限られた3回までのこの質問展開をやっていただきよるけれども、皆さんがそれぞれにだんだんトーンアップして力説するような雰囲気になっておるわけですが、私がそのことを丸だ、三角だ、バツだというようなことはお示しできんけれども、なかなかそのことに対する、そしたら質問があつたら、市長としてはいろんな雰囲気を見て、これじゃ、極端な話が否決では不信任ですから、当然、当初予算でもありますし、それは駄目だというようなことで数字を取り下げられました。

それで、どうするかと、じゃ、どうするかという質問まで、根拠を示せというような末吉議員の話はそうしたタイミング等々も含めた部分でのお尋ねがあつておりますが、それは当然、市長としては議会のそうした雰囲気、そして、御意見等も拝聴しながらということで当

然のことだと思えますけれども、見ておって、聞いておって、各議員さんからの質問になかなかみ合っていないなというような気がするわけですよ。ですから、これでこの後、また質問を続けますけれども、各議員さんからどのような今後の質問展開になるのか分かりませんけれども、質問にしっかり質問者に対して納得できる御回答をいただくような答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

そしたら、ほかに質疑ございませんか。質疑ないですか。質疑なければ、私がというわけにいかんからですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで皆さん方へお諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第22号 令和4年度みやま市一般会計予算の訂正の件を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号 令和4年度みやま市一般会計予算の訂正の件を承認することに決定をいたしました。

日程第17～第23 議案第22号～議案第28号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第22号 令和4年度みやま市一般会計予算から日程第23. 議案第28号 令和4年度みやま市下水道事業会計予算までの7件を一括議題といたします。

本件につきましては、予算審査特別委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めてまいります。宮本予算審査特別委員会委員長お願いします。

○予算審査特別委員長（宮本五市君）（登壇）

予算審査特別委員会における審査の経過と結果について御報告いたします。

本予算審査特別委員会に付託されました案件は、議案第22号 令和4年度みやま市一般会計予算から議案第28号 令和4年度みやま市下水道事業会計予算までの7件でございます。

審査の方法につきましては、議員全員で構成いたします全体の委員会と各常任委員会で構成いたします分科会を設置し、執行部の出席を求め、慎重に審査を行いました。

なお、議案第22号については、議長宛てに訂正の申出があった内容で審査を行いました。

審査の期日は、全体会議が3月1日、7日、8日、16日の4日間、分科会は3月9日、10日、14日の3日間開催し、全体会議では、みやま市の全会計予算についての審査を行い、分科会では各常任委員会の所属に属する予算について審査を行いました。

まず、議案第22号 令和4年度みやま市一般会計の予算規模といたしましては20,883,000千円となっております。前年度と比較して1,770,000千円の減で、率にしてマイナス7.8%で、新しい時代に向かって持続可能な魅力あるまちを目指した予算となっております。

令和4年度予算のハード事業は、体育館を除く高田小学校建設事業の最終年度となるほか、下庄雨水ポンプ場設備改修や、ため池しゅんせつ事業、救助工作車購入事業などの防災・減災対策予算に重点配分されています。また、保育所等整備、放課後児童クラブ施設整備事業や、瀬高駅・八幡1号線街路整備などの社会資本の整備を推進する予算となっています。

一方、ソフト事業では、新型コロナウイルス感染症対策における独自支援策を行うほか、全児童・生徒への給食費助成や若者移住・定住通勤定期利用支援事業の制度変更、子育て世帯マイホーム取得補助や子ども医療の公費助成など総合的な子育て支援の充実を図り、本市の魅力を最大限に生かした移住・定住促進に取り組む予算の配分となっています。また、国のデジタル田園都市国家構想に基づき、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進計画を策定し、自動運転実証運行や農業分野のデジタル化の推進など、本市の特徴を生かした取組を進める予算となっています。

続いて、議案第23号から議案第26号までの4件の特別会計予算について申し上げます。

4つの特別会計合計の予算は、歳入歳出それぞれ11,159,116千円とし、前年度対比52,411千円の増で、率にして0.5%の増となっております。

続いて、議案第27号 令和4年度みやま市水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。収入の事業収益を547,577千円、支出の事業費用を496,206千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入を192,160千円、支出を506,146千円と見込んでおり、収支不足額の313,986千円については、損益勘定留保資金などで補填するものです。

続いて、議案第28号 令和4年度みやま市下水道事業会計予算について申し上げます。

まず、収益的収入及び支出について申し上げます。収入の事業収益を687,337千円、支出

の事業費用を670,328千円と見込んでおります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入を697,474千円、支出を847,172千円と見込んでおり、収支不足額の149,698千円については、損益勘定留保資金などで補填するものです。

以上が令和4年度の概要でございます。

それでは、予算審査特別委員会の審査の中で出されました指摘事項について申し上げます。まず、全体的事項については、予算執行に当たっては引き続き最小の経費で最大の効果が得られるよう努力すること。

税の徴収については、徴収率の向上に努めること。

次に、一般会計について。

入札に関しては、設計のチェック機能の充実を図ること。

学校跡地活用方法は、議会に十分な説明を重ねた上で予算化を図ること。

移住・定住については、各種施設が有効に活用されるように周知徹底し、さらなる定住化促進に努めること。

高齢者運転免許証自主返納助成金については、免許証返納高齢者の移動手段に関する支援の方法についてニーズ調査等を行うこと。

保育対策総合事業については、保育士の負担軽減と園児の安全確保のため、ICT化や睡眠中の事故防止対策を推進すること。

新型コロナワクチン接種については、今後も引き続きスムーズな接種ができるように努めること。

6次産業化の取組を積極的に支援すること。

農業農村整備事業については、地域と十分に協議しながら進めること。

道路、橋梁の維持・修繕については、長寿命化計画等に基づき、適正な管理に努めること。また、狭隘道路の改善に努めること。

開発行為により市に帰属した公園の適正管理に努めること。

老朽化した危険な空き家については、老朽危険家屋等除去促進補助金を利用しながら、所有者と十分協議して適切な処理を行うこと。

コロナ禍における子供や家庭の課題解決のために、引き続きスクールソーシャルワーカーの活用の充実を図ること。

ワンヘルス教育の推進については、全ての児童・生徒にその理念を広く普及し、啓発するように努めること。

総合市民センターの管理運営については、利用者の利便性を考慮し、利用しやすい運営に努めること。

次に、介護保険事業特別会計について。

介護予防事業については、コロナの感染状況に配慮しつつも、感染対策を徹底し、活動の充実に努めること。

介護支援専門員等による在宅訪問の際は、要介護者等に対する家族の負担状況を把握し、必要に応じて他部署とも連携し支援に努めること。

次に、水道事業会計について。

老朽化した水道管の布設替えを計画的に進めること。

以上、各会計予算についての指摘事項等について申し上げましたが、これからの行政施策に反映されること及び予算の適切な執行を要請し、議案第22号から議案第28号までの7議案については、全会一致で提案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算審査特別委員会の報告は終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより委員長報告に対する質疑を行ってまいります。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論及び採決は議案ごとに分けて行ってまいります。

まず、議案第22号 令和4年度みやま市一般会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第22号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第22号 令和4年度みやま市一般会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第23号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決です。

議案第23号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第23号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第24号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第24号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第24号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第25号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計予算について討論を行って

まいります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第25号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第25号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第26号 令和4年度みやま市用地特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第26号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第26号 令和4年度みやま市用地特別会計予算につきましては、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第27号 令和4年度みやま市水道事業会計予算について討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第27号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第27号 令和4年度みやま市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

次に、議案第28号 令和4年度みやま市下水道事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は原案可決であります。

議案第28号は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第28号 令和4年度みやま市下水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決をされました。

日程第24 議案第29号

○議長（牛嶋利三君）

日程第24. 議案第29号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第29号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、昨年8月に国家公務員に対し出された人事院の給与勧告に対し、国においても関係法律が改正されることに伴い、これまでも人事院勧告に準拠して給与改定を行ってきた本市の経緯を踏まえ、条例の改正をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、議員報酬及び市長等三役の給与に関するもので、期末手当について、年間3.35か月であったものを0.10か月引き下げ、年間3.25か月に改訂するものでございます。

また、令和3年12月期末手当において調整すべきであった額について、令和4年6月に支給する期末手当で調整を行う特例措置を併せて規定するものです。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第29号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第29号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第29号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決をされました。

日程第25 議案第30号

○議長（牛嶋利三君）

日程第25. 議案第30号 みやま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第30号 みやま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件につきましては、先ほど提案しました議案第29号と同様に、人事院勧告に準拠した期末手当の改定を行うもののほか、職員の勤務1時間当たりの給与の算出方法について、これまで国家公務員に準じて行っていたものを、労働基準法に基づき算出するよう、条例の改正をお願いするものでございます。

まず、期末手当の改定につきましては、一般職の職員の給与に関するものでは、人事院勧告に基づき、年間2.55か月であったものを0.15か月引き下げ、年間2.40か月とするものであります。これに伴い、期末勤勉手当の支給月数は、年間4.45か月から年間4.30か月となります。

また、令和3年12月期末手当において調整すべきであった額について、令和4年6月に支給する期末手当で調整を行う特例措置を併せて規定するものです。

次に、職員の勤務1時間当たりの給与につきましては、これまで国家公務員に準じて給与月額に十二月を乗じ、土曜日、日曜日を除く1年間の勤務時間で除して算出していましたが、労働基準法を適用した今回の改正では、1年間の勤務時間の算出に当たり、土曜日、日曜日のほか、祝日等も差し引いて算出するよう改正いたしております。

また、職員の改正に伴い、会計年度任用職員の日額または時間額の換算方法については、総務省の例により、一月を21日として算出するよう改正をいたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

1点だけお伺いします。

先ほど期末手当の12月分を今年の4月ですというようなことでありますけれども、この分について溯及措置という捉え方でいいのか、溯及措置の捉え方でいけば、前年度にやった行為については多分今年度はできないというふうに思いますけれども、何か根拠があるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（牛嶋利三君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

上津原議員さんの御質問にお答えいたします。

溯及かどうかということですが、今回のみやま市の条例改正につきましては、国の法律改正に準拠して改正を行うことといたしております。12月に支払った減額すべき額を6月で調整するというふうなことで国の法律改正が行われておりますので、そちらのほうに準拠してみやま市の条例改正を行ったということでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

9番上津原博君。

○9番（上津原 博君）

その分については何か大変難しいような扱いになっているんじゃないかなというふうに私自身感じます。やはり賃金をもらうということは、その年度内できっちりと精査すべき行為ではなかったのかなというふうに私自身思います。それを翌年度に繰り越して調整をする、減額をする、増額の分については、溯及措置は関係ないというふうに思いますけれども、そこら辺が今後やるということであれば、年間の賃金をきっちりと確定すべきような案件であれば、年度内にきっちりと精査できるような環境をつくっていただきたいと。そうでなければ、職員の皆さん、生活の設計が成り立たないというふうに思いますので、そこら辺については今後十分注意をしながら、こういった条例改正に取り組んでいていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（牛嶋利三君）

答弁は。（「よかです」と呼ぶ者あり）答弁要りませんか。（「よかです」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第30号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数です。よって、議案第30号 みやま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、原案とおり可決をされました。

日程第26 議案第31号

○議長（牛嶋利三君）

日程第26. 議案第31号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第14号）を議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。松嶋市長お願いします。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

議案第31号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第14号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

予算書1ページをお願いいたします。

今回の補正予算の内容でございますが、繰越明許費を1件追加いたしております。

予算書2ページの繰越明許費補正ですが、国の新型コロナウイルス感染症対策であります子育て世帯臨時特別給付金事業において、国の通知等により、4月以降給付金を支給するものについては、予算の繰越しの必要が生じたことから、事務費及び事業費の計32,000千円を繰越明許費として追加するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第31号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第31号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第31号 令和3年度みやま市一般会計補正予算（第14

号)は、原案のとおり可決をされました。

日程第27 閉会中の継続調査の申出について

○議長（牛嶋利三君）

日程第27. 閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

各委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第111条の規定により、お手元にお配りをいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がございます。お諮りをいたします。

委員長から申出のとおり、次の定例議会まで閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、委員長から申出のとおり、次の定例会まで閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会報編集特別委員会及び議会改革調査特別委員会につきましては、調査が終了するまで閉会中の継続調査となっておりますが、調査事項は別紙のとおりでございますので、御承知おきをお願いいたします。

ここで、お諮りをいたします。

本会議中、誤読などによる条項、字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第43条によりまして議長に委任いただきたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字等の整理、訂正は議長に委任することと決定をいたしました。

これをもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年定例第1回市議会を閉会いたします。

午後0時17分 閉会

上記会議の次第は、田中裕樹の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

みやま市議会議長 牛嶋 利三

みやま市議会議員 前原 武美

みやま市議会議員 上津原 博